②他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用されない実施事業所）

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		加入者掛金						
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～15,000円	15,001円～20,000円	20,001円～25,000円	25,001円～27,500円
事業主掛金	～ 5,000円							
	5,001円～10,000円							
	10,001円～15,000円							
	15,001円～20,000円							
	20,001円～25,000円							
	25,001円～30,000円							
	30,001円～35,000円							
	35,001円～40,000円							
	40,001円～45,000円							
	45,001円～50,000円							
	50,001円～55,000円							

③他制度加入者である者（令第11条第２号に該当する者）（経過措置が適用される実施事業所）

掛金額区分（平均月額）／掛金額区分（平均月額）		加入者掛金			
		0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～13,750円
事業主掛金	～ 5,000円				
	5,001円～10,000円				
	10,001円～15,000円				
	15,001円～20,000円				
	20,001円～25,000円				
	25,001円～27,500円				

（備考）

１．企業型年金加入者が掛金を拠出できることとしている場合に限り記載すること。

２．直近の11月末の状況について記載すること。

３．「平均月額」は、直近の12月～11月の期間分として拠出された事業主掛金額及び企業型年金加入者掛金額を当該期間内の在籍月数で除した数を記載すること。

４．「経過措置」は、令和３年改正政令附則第２項の経過措置をいう。